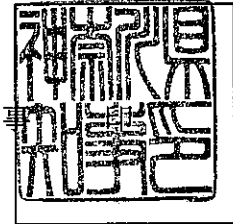




税指第 193 号
令和 3 年 3 月 26 日

社会福祉法人海老名市社会福祉協議会 様

神奈川県知事



個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定通知書

次の寄附金について、神奈川県県税条例第 10 条第 1 項に規定する個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定したので、通知します。

[控除対象寄附金の指定の内容]

1 寄附金を受領する者

社会福祉法人海老名市社会福祉協議会
(海老名市勝瀬 175 番地の 1 海老名市役所内)

2 寄附金の種類

1 に掲げる者の主たる目的である業務に関連する寄附金（神奈川県以外の区域外における施設の建設等のための費用に充てるために支出された寄附金を除く。）

3 寄附金税額控除の対象となる寄附金の支出の期間

令和 3 年 1 月 1 日から

問合せ先

総務局財政部税務指導課
課税グループ 田中、中島
電話 (045) 210-2322 (直通)